

（目的）

第1条 この規程は、学習院大学学術成果リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の管理及び運用に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規程において「リポジトリ」とは、学習院大学（以下「本学」という。）等における教育研究活動の成果物（以下「成果物」という。）を収集し、電子的形態による蓄積及び恒常的な保存並びに学内外への無償での公開を行い、本学の教育研究の発展に資するとともに社会への貢献を果たすためのシステムをいう。

（管理及び運用）

第3条 リポジトリの管理及び運用は、学習院大学図書館（以下「図書館」という。）が行う。

2 管理及び運用に関する重要な事項は、学習院大学図書委員会（以下「図書委員会」という。）で審議し、決定する。

（登録者）

第4条 リポジトリに成果物を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次のとおりとする。

- 一 本学に在籍する、又は在籍した教職員及び学生
- 二 学校法人学習院（以下「本院」という。）が設置する各学校に在籍する、又は在籍した教職員及び学生等
- 三 主として前2号に規定する者によって構成される学術団体
- 四 その他図書館長が特に認めた者及び団体

（登録対象物）

第5条 リポジトリに登録することができる成果物は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 一 次のいずれかに該当するもの
 - ア 学術論文（学術雑誌論文、プレプリント、学会発表論文等）
 - イ 学位論文（博士論文、修士論文）・卒業論文
 - ウ 紀要・研究会誌・研究記録・図書等
 - エ 教育資料（講義資料、講演記録、歴史的資料、プレゼンテーション資料）
 - オ 報告資料（学術報告書、科学研究費補助金研究成果報告書、COE・G P報告書等）
 - カ その他図書館長が適当と認めた成果物
- 二 登録者がその主要な部分を作成したもの
- 三 知的財産権に係る法令等、学会等の投稿規約等、商業出版社との契約条項等の問題が生じないもの
- 四 登録・公開することで、本院の諸規則及び諸規程並びに倫理上その他の問題が生じないもの
- 五 登録・公開することで、情報セキュリティ上の問題が生じないもの
- 六 電子的形態で作成されており、特別な改変を施さなくても、インターネットを通じて配信できるもの

（登録申請手続）

第6条 リポジトリに成果物の登録を希望する者は、所定の手続により登録の申請を行い、図書館長の許可を得るものとする。

（著作権等）

第7条 登録者は、登録にあたり必要とする著作権等の法的処理を、あらかじめ行っておくものとする。

2 リポジトリに登録された成果物の著作権は、登録後も原著作権者に帰属し、図書館は、第8条に定める範囲を超えて利用することができない。

（登録された成果物の利用）

第8条 図書館は、次の各号に掲げる方法により、リポジトリに登録された成果物を利用する。

- 一 当該成果物を複製し、メタデータを付与した上、リポジトリを構築するサーバに格納する。
- 二 インターネットを通じて、前号の複製物及びメタデータを不特定多数に無償で公開する。ただし、登録者が学内のみでの公開を希望する場合は、それに従うものとする。
- 三 保存及び安定的な利用環境の維持並びにセキュリティ確保のため、複製・媒体変換を行う。

(登録された成果物の削除)

第9条 図書館は、次のいずれかに該当する場合には、リポジトリに登録された成果物を削除することができる。

- 一 登録者が理由を付して削除の申請を行い、それを図書館長が承認した場合
- 二 第5条に規定する要件に照らして、登録が不適切であると図書館長が判断した場合

(免責事項)

第10条 図書館は、リポジトリに公開された成果物を利用する者に対し、著作権法等を遵守するよう周知する。

2 本学は、リポジトリに公開された成果物を利用することで発生した登録者、著作権者又は利用者の損害又は不利益について、一切の責任を負わない。

(個人情報)

第11条 個人情報の取扱いに関しては、本院の定める規程に従う。

(その他)

第12条 この規程に定めのない事項については、必要に応じて、登録者と図書委員会が別途協議するものとする。

(改正)

第13条 この規程の改正は、図書委員会の議を経て、図書館長が行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。